

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱

令和8年7月2日

告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、中小企業等の売上拡大や生産性の向上等を図るため、省力化製品、オーダーメイド設備又はソフトウェア（以下「製品等」という。）の導入を支援するとともに、当該製品等の導入に要する経費の一部を補助することにより、従業員の賃金引上げの原資の確保及び賃金引上げを促進することを目的に、予算の範囲内で日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和46年日向市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 日向市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和元年日向市条例第73号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する中小企業のうち、法人であって、従業員を常態的に1人以上雇用している者をいう。
- (2) 小規模企業 条例第2条第2号に規定する小規模企業のうち、法人であって、従業員を常態的に1人以上雇用している者をいう。
- (3) 個人事業者 個人で事業を営む者であって、その営む事業が条例第2条第1号又は第2号に規定する中小企業又は小規模企業に該当し、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出をしており、かつ、従業員を常態的に1人以上雇用している者をいう。
- (4) 中小企業等 中小企業、小規模企業及び個人事業者をいう。
- (5) 省力化製品 作業の省人化、自動化、効率化又は負担軽減に資する製品をいう。
- (6) オーダーメイド設備 事業者の個別の業務内容、設置条件、処理能力その他の必要事項に応じて、仕様、寸法、機能又は構成の全部又は一部を個別に設計し、製作又は改造した設備をいう。
- (7) 所定労働時間 就業規則、労働契約その他これに準ずる定めにより定められた、当該事業場において従業員が労働すべき時間をいう。
- (8) 所定労働日 就業規則、労働契約その他これに準ずる定めにより定められた、当該事業場において従業員が労働すべき日をいう。
- (9) 事業場内最低賃金 当該事業場において常時使用する従業員の最も低い時間当たりの賃金額であって、次に掲げる賃金又は手当のいずれも含まないものをいう。
 - ア 結婚手当、出産手当その他臨時に支払われる賃金
 - イ 賞与その他1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ウ 時間外手当、時間外割増賃金その他所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金
 - エ 休日勤務手当、休日割増賃金その他所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金

オ 深夜割増賃金その他午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分

カ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- (10) 専従者 個人事業者の営む事業に専ら従事する、生計を同一にする配偶者又は親族をいう。
- (11) 常時使用する従業員 専従者を除く従業員のうち、雇用期間の定めの有無を問わず、当該事業場において実際に就労しており、かつ、雇入れ後3か月を経過した後も継続して雇用されている者をいう。
- (12) 反社会的勢力 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第5号に規定する暴力団等をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、製品等の導入により実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 業務改善に取り組む事業
- (2) 新製品又は新サービスを開発する事業
- (3) 売上高の増加、販路の拡大又は生産性の向上に取り組む事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が補助対象事業と認める事業

2 補助対象事業は、前項の要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれも該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類に定める大分類A及び大分類Bに属する業種（同業種に係る事業を行っている者が、製造又は加工に係る事業を併せて行っている場合は、当該製造又は加工に係る事業を除く。）に係る事業でないこと。
- (2) 日本標準産業分類に定める大分類Pに属する業種に係る事業でないこと。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日が属する会計年度（以下「補助年度」という。）の翌会計年度内に経費の削減又は売上げの増加が見込まれる事業であること。
- (4) 事業実施に伴い事業場内最低賃金の額を5パーセント以上引き上げる見込みであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 国又は県（以下「国等」という。）が助成（国等以外の機関が、国等から受けた補助金等により実施する場合を含む。）する他の制度と同一又は類似する内容の事業
- (2) 事業の内容が射幸心をそそるおそれがある事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあり、公的な支援を行うことが適当でないと思われる事業
- (4) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が150万円未満となる事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助対象事業として市長が適当でないとする事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条第4項の規定により決定された補助対象事業を行う中小企業等であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人にあつては日向市内に事務所又は事業所を有し、個人事業者にあつては本人が日向市内に

居住していること。

- (2) 資本金又は出資金の額が5億円以上の法人により、その出資の全部を受け、又はその発行済株式の総数の全部を直接又は間接に保有されている法人でないこと。
- (3) 日向市内において、補助年度から起算して5年間以上にわたって事業活動を行う意思があること。
- (4) 申請日時点及び第13条の規定により補助金の実績報告をした日（以下「実績報告日」という。）時点において、事業場内最低賃金の額が宮崎県の地域別最低賃金の額以上であること。
- (5) 実績報告日時点において、常時使用する従業員の人数が当該申請日時点と比較して減少していないこと。ただし、当該減少が就業規則に基づく退職、自己都合退職その他市長がやむを得ないと認める事由によるものを除く。
- (6) 申請日時点において、次に掲げる事業計画を有していること。
 - ア 補助年度の翌会計年度において、生産性の向上又は売上げの拡大に係る具体的な目標を記載した事業計画
 - イ 実績報告日時点において、事業場内最低賃金の額を申請日時点の事業場内最低賃金の額と比較して5パーセント以上引き上げる事業計画
- (7) 法人にあつてはその役員、個人事業者にあつては本人が反社会的勢力に該当しないこと。
- (8) 申請日時点において、法人にあつては日向市税賦課徴収条例（昭和30年日向市条例第17号）に規定する市税（以下「市税」という。）の滞納がなく、個人事業者にあつては市税及び日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）に規定する国民健康保険税（以下「国民健康保険税」という。）の滞納がないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が別に定める募集要領の要件を満たす中小企業等であること。（事業の募集等）

第5条 補助対象事業は、別に募集要領を定め、公募により募集するものとする。

- 2 前項の公募は、日向市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。
- 3 補助対象候補事業の選定にあつては、別に定める日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助事業審査会において審査を行うものとする。
- 4 市長は、前項の審査の結果の報告を受けた上で、補助対象事業を決定するものとする。（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助対象事業により導入される製品等に要する経費のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 製品等の購入費、運搬費、設置費、電気工事費、給排水工事費その他導入に直接要する経費であること。ただし、利用料、保守料その他製品等の維持管理又は継続的な使用に要する経費を除く。
- (2) 製品等が日向市内に導入されること。
- (3) 製品等の1件当たりの取得価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額で10万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 建物建築費（電気工事費及び給排水工事費を除く。）
- (2) 土地の購入に要する経費
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (4) 証拠書類等により支払額を確認することができない経費
- (5) 補助対象事業との関係が不明確であると市長が認める経費
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、その上限額は1,000万円とする。ただし、日向市に本社又は本店を有しない法人については、補助金の上限額は500万円とする。

2 補助金の額を算定するに当たっては、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支（変更）予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第4号の1又は様式第4号の2）
- (4) 従業員数が確認できる書類（法人事業概況説明書、青色申告決算書又は収支内訳書等）
- (5) 事業場内最低賃金の額が確認できる書類（賃金台帳等）
- (6) 製品等の単価や設置又は導入に係る経費の内訳が確認できる書類（見積書、カタログ等）
- (7) 法人にあつては市税の滞納がないことを証する書類、個人事業者にあつては市税及び国民健康保険税の滞納がないことを証する書類
- (8) 法人にあつては直近の事業年度に係る法人税確定申告書の写し、個人事業者にあつては直近の確定申告書の写し
- (9) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を判断し、その結果を日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。

（交付方法）

第10条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

（交付条件）

第11条 市長は、補助金を交付するに当たり、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業により取得した製品等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「耐用年数期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 市長の承認を得て耐用年数期間内に製品等を処分した場合であって、その処分により収入があったときは、当該製品等の導入又は設置に対し交付された補助金の全額又は一部を市に返還しなければならない。ただし、市長が当該補助金の返還を不要と認めたときは、この限りでない。
- (4) 補助対象事業により取得した財産については、同事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助年度（補助対象事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日が属する会計年度）の終了後5年間は保管しておかななければならない。ただし、補助金により取得し、又は効用の増加した財産に係る帳簿及び証拠書類については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで保管しなければならない。

（事業計画の変更等）

第12条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金変更（中止）申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容（軽微な変更を除く。）を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更又は中止の可否について日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項第1号に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当しない変更をいう。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以上の増減を伴う変更
- (2) 補助事業の目的又は効果に影響を及ぼす変更
- (3) 製品等の全部又は主要な部分の変更
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が重要と認める変更

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助年度の2月28日のいずれか早い期日までに、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 導入又は設置した製品等の写真

- (3) 支払領収書の写し及び経費の内訳が確認できる資料
- (4) 事業場内最低賃金の額が引き上げられたことが確認できる資料（賃金台帳等）
- (5) 常時使用する従業員数が確認できる書類（賃金台帳、労働者名簿、雇用保険被保険者資格取得等
確認通知書の写しその他これらに類する書類）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前項の確定通知書の通知を受けた交付決定者は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定める請求書により市長に請求しなければならない。

（フォローアップ調査）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の確定通知をした交付決定者に対し、補助年度から起算して3年間、当該事業に係る実施状況についてフォローアップ調査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の調査のため必要があると認めるときは、交付決定者に対し、資料の提出を求め、若しくは職員に現地調査、関係者への聞き取りその他必要な調査を行わせることができる。
- 3 交付決定者は、前項の調査に協力しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を事業目的以外に使用したとき。
- (3) 前条の規定による調査に協力せず、虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 虚偽又は不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

日向市長 様

住所

事業所名

代表者職氏名

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付申請書

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金について、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第4号の1又は様式第4号の2）
- (4) 従業員数が確認できる書類（法人事業概況説明書、青色申告決算書又は収支内訳書等）
- (5) 事業場内最低賃金の額が確認できる書類（賃金台帳等）
- (6) 製品等の単価や設置又は導入に係る経費の内訳が確認できる書類（見積書、カタログ等）
- (7) 法人にあつては市税の滞納がないことを証する書類、個人事業者にあつては市税及び国民健康保険税の滞納がないことを証する書類
- (8) 法人にあつては直近の事業年度に係る法人税確定申告書の写し、個人事業者にあつては直近の確定申告書の写し
- (9) 法人の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ）
- (10) その他市長が必要と認める書類

事業実施（変更）計画書

1 事業実施場所

2 事業概要

3 事業量及び事業費

整備、導入しようとしている 機器、設備等の名称	数量	事業に要する経費 (税込金額)	補助金交付対象経費 (税抜金額)
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円 ①

4 補助金交付申請額（①×2/3、1万円未満は切捨て） 金 円

5 事業期間

着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

6 常時使用する従業員数（雇入れ3か月以上） 人

7 事業場内最低賃金額引上げ（計画） ※（１）～（３）のいずれかを記入してください

（１）月給の場合	引上げ前				引上げ後（見込み）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
基本給	円				円			
① 1 か月平均所定労働時間※	時間				時間			
② 支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
③ 時間額 ※小数点以下切捨て （② ÷ ①）	④	円			⑤	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑤ ÷ ④ - 1） × 100 ≥ 5%					%			

（２）日給の場合	引上げ前				引上げ後（見込み）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
1 日の基本賃金	円				円			
1 日の所定労働時間数	時間				時間			
⑥ 1 か月の実労働時間数	時間				時間			
⑦ 支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑧ 時間額 ※小数点以下切捨て （⑦ ÷ ⑥）	⑨	円			⑩	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑩ ÷ ⑨ - 1） × 100 ≥ 5%					%			

（３）時給の場合	引上げ前				引上げ後（見込み）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
基本時給	円				円			
⑪ 労働時間数	時間				時間			
⑫ 支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑬ 時間額 ※小数点以下切捨て （⑫ ÷ ⑪）	⑭	円			⑮	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑮ ÷ ⑭ - 1） × 100 ≥ 5%					%			

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑭・⑮の欄に直接転記することも可。

※1か月平均所定労働時間＝（365日－年間休日日数）×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、様式への記入を原則とするが、様式での計算が不可能な場合（算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など）には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者とししない。

※添付する賃金台帳については、引上げ前（引上げの基準となる月）及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出すること。

8 事業実施の効果（予想される生産性の向上又は売上げ拡大の目標）

--

※別途任意の様式により提出することも可能である。

収支（変更）予算書

1 収入

科 目	予 算 額 (円)	備 考
市補助金		
自己資金		
その他		
合 計 (A)		

2 支出

科 目	予 算 額 (円)	備 考
対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費	消費税相当額	
	小 計	
合 計 (B)		

※変更交付申請の場合は、予算額欄の上段に（ ）書きで変更前の金額を記入すること。

様式第4号の1（第4条関係）

誓約書兼同意書（個人用）

年 月 日

日向市長 様

住 所

氏 名

印

生年月日

私は、私が日向市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団等に該当しないことを誓約します。

また、日向市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載した個人情報を日向市が警察機関に提供することに同意します。

様式第4号の2（第4条関係）

誓約書兼同意書（法人用）

年 月 日

日向市長 様

住所

事業所名

代表者職氏名

印

下記に示す者は、日向市暴力団排除条例第2条第5号の暴力団等ではないことを誓約します。

また、本書の記載事項が事実と相違ないこと、本書を日向市に提出すること及び日向市暴力団排除条例に基づき、日向市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載された個人情報を警察機関へ提供することについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	同意年月日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

様

日向市長
（公印省略）

日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金について、次のとおり決定したので、日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

補助金を交付する。

1 交付決定額 円

2 交付条件

- （1） 事業計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2） 補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （3） 補助金等の交付に関する規則及び日向市 DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱を遵守すること。

補助金を交付しない。

（不交付の理由）

年 月 日

日向市長 様

住所

事業所名

代表者職氏名

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定を受けた日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金について、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり変更（中止）申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

3 添付文書

- （1）事業実施（変更）計画書（様式第2号）
- （2）収支（変更）予算書（様式第3号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

文書番号

年 月 日

様

日向市長
（公印省略）

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のあった日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金について、次のとおり変更（中止）を承認しましたので、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

（承認に係る変更（中止）の内容）

年 月 日

日向市長 様

住所

事業所名

代表者職氏名

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金実績報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定を受けた日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金について、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業実績

整備、導入した機器、 設備等の名称	数量	事業に要した経費 (税込金額)	補助金交付対象経費 (税抜金額)
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円 ①

4 補助金交付精算額（①×2/3、1万円未満は切捨て） 金 円

5 事業期間

事業着手日 年 月 日

事業完了日 年 月 日

6 常時使用する従業員数（雇入れ3か月以上） 人

7 事業場内最低賃金引上げ（実績） ※（１）～（３）のいずれかを記入してください

（１）月給の場合	引上げ前				引上げ後（実績）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
基本給	円				円			
① 1 か月平均所定労働時間※	時間				時間			
② 支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
③ 時間額 ※小数点以下切捨て （② ÷ ①）	④	円			⑤	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑤ ÷ ④ - 1） × 100 ≥ 5%					%			

（２）日給の場合	引上げ前				引上げ後（実績）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
1 日の基本賃金	円				円			
1 日の所定労働時間数	時間				時間			
⑥ 1 か月の実労働時間数	時間				時間			
⑦ 支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑧ 時間額 ※小数点以下切捨て （⑦ ÷ ⑥）	⑨	円			⑩	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑩ ÷ ⑨ - 1） × 100 ≥ 5%					%			

（３）時給の場合	引上げ前				引上げ後（実績）			
賃金の算定対象期間	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日	令和 令和	年 年	月 月	日～ 日
基本時給	円				円			
⑪ 労働時間数	時間				時間			
⑫ 支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑬ 時間額 ※小数点以下切捨て （⑫ ÷ ⑪）	⑭	円			⑮	円		
賃金引上げ率 ※小数第三位以下切捨て （⑮ ÷ ⑭ - 1） × 100 ≥ 5%					%			

※賃金台帳において時間額（時給額）が明記されている場合には、⑭・⑮の欄に直接転記することも可。

※1か月平均所定労働時間＝(365日－年間休日日数)×1日の所定労働時間÷12か月

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

※賃金引上げ率の算定については、様式への記入を原則とするが、様式での計算が不可能な場合(算定対象期間の途中で給与単価に変更が生じた場合や同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合など)には、その理由を明記のうえ、別途任意の様式により提出すること。

※専従者については、事業場内最低賃金の算定対象者とししない。

※添付する賃金台帳については、引上げ前(引上げの基準となる月)及び引上げに伴う賃金の支払いが発生した最初の月の賃金台帳を提出すること。

収支決算書

1 収入

科 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)	備 考
市補助金				
自己資金				
その他				
合 計 (A)				

2 支出

科 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)	備 考
対 象 経 費				
	小 計			
対 象 外 経 費	消費税相当額			
	小 計			
合 計 (B)				

文書番号

年 月 日

様

日向市長
（公印省略）

日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、日向市DX・生産性向上等設備導入事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |